

福島国際研究教育機構中期目標（案）に対する  
復興推進委員会意見（案）

（意見）

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣より諮問のあった福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の第 1 期中期目標（案）（令和 5 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）の内容については、妥当である。

第 1 期中期目標期間の機構の事務・事業の遂行に当たり、特に次の点に留意することを求める。

- 福島の課題や地域の行政、企業、民間団体等における取組・関心をしっかりと把握し、地域と協働しながら、機構の研究開発・産業化・人材育成の機能・成果が地域の幅広い層に還元され、さらに広域へと波及するよう努めること。
- 機構の行う研究開発等について様々な場面での効果的な情報発信、戦略的なアウトリーチ活動等を積極的に推進することで、地域レベルから国際レベルまでの機構の認知度向上や多様なパートナーシップの構築に努めること。
- 研究開発の実施・展開に当たっては、まずは、その実施において福島の優位性が発揮できる 5 分野を軸として福島の課題の解決に向けて取り組みつつ、国レベルの科学技術の進展、課題解決にしっかりと連結させることで、魅力的な研究開発を行う機関に成長させることが期待される。さらに、研究環境の整備も組み合わせつつ、求心力の向上に努めること。その際、関係省庁の専門性を発揮させながらも、縦割りの弊害に陥ることなく、機構の強みを生かして分野横断的に取り組んでいくこと。